

宮古島市告示第 30 号

宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日

宮古島市長 嘉数 登



宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市脱炭素先行地域（以下「市脱炭素先行地域」という。）において、電気自動車等並びにV2H充放電設備及び充電設備の普及を促進し、かつ、車両を市脱炭素先行地域でシェアリングする事業を実施することで、市脱炭素先行地域における二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現及び市脱炭素先行地域内の交通弱者問題の解決に資することを目的として、予算の範囲内で宮古島市脱炭素先行地域電気自動車等シェアリング事業補助金（以下「市シェアリング補助金」という。）を交付することに関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、国交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発2203303号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機

のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であり、経済産業省のクリーシエエネルギー自動車導入促進補助金事業（以下「CEV補助金事業」という。）で補助対象銘柄に該当する車両をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車並びに地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有し、又は使用する^{じんかい}塵芥車及び大型特殊自動車を除く。

(2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車であり、CEV補助金事業で補助対象銘柄に該当する車両をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車並びに地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有し、又は使用する^{じんかい}塵芥車及び大型特殊自動車を除く。

(3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

(4) 事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者による貸渡し（以下「リース」という。）を行う場合を含む。）をいう。

(5) V2H充放電設備 電気自動車等へ充電する及び電気自動車等から電力を取り出し施設等へ給電する装置であり、経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金事業（以下「充電インフラ補助金事業」という。）で補助対象銘柄に該当する設備をいう。

(6) 充電設備 電気自動車等へ充電する装置であり、充電インフラ補助金事業で補助対象銘柄に該当する設備をいう。

(7) 補助対象車両等 電気自動車等並びにV2H充放電設備及び充電設備

をいう。

(8) 宮古島市脱炭素先行地域 環境省により脱炭素先行地域に選定された宮古島市の下地地区及び狩俣地区をいう。

(9) C E V補助金 C E V補助金事業において交付される補助金をいう。

(10) 充電インフラ補助金 充電インフラ補助金事業において交付される補助金をいう。

(11) 脱炭素電気自動車等導入補助金 宮古島市脱炭素先行地域づくり電気自動車・充電設備等導入補助金をいう。

(12) 社用車 民間事業者が、業務に使用するために購入し、又はリースして管理する車両をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 市脱炭素先行地域内に事務所又は事業所を有する事業者(個人で事業を営む者を含む。以下同じ。)

(2) 宮古島市暴力団排除条例(平成24年宮古島市条例第1号)第2条第1号又は第2号に該当しない者

(3) 本市の公的義務(市税、使用料、負担金及び貸付金等)の納付及び償還等を果たしている者

(4) 同一年度に市シェアリング補助金の交付決定を受けていない者。ただし、新たにV2H充放電設備又は充電設備の導入をしようとする場合及び同一年度にV2H充放電設備又は充電設備に対する市シェアリング補助金の交付決定を受けている場合において、新たに電気自動車等の導入をしようとするときはこの限りでない。

(5) C E V補助金、充電インフラ補助金及び脱炭素電気自動車等導入補助金の交付を受けずに補助対象車両等を購入し、又はリースの契約にて導入する者。

2 補助対象経費、市シェアリング補助金の額及びその上限額は、別表第1のとおりとする。

(交付対象となる補助対象車両等)

第4条 市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するカーシェア事業に使用するものとする。

- (1) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社用以外の用途に供するため社員等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。
- (2) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共有するものであること。

2 市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 購入又はリースの契約にて導入するものであり、かつ、中古車両又は新古車両でないこと。
- (2) 主たる保管場所が市脱炭素先行地域内であること。
- (3) 市シェアリング補助金の交付決定があった年度内に納車されるものであること。
- (4) 別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること。

3 市シェアリング補助金の交付対象となるV2H充放電設備及び充電設備は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 購入又はリースの契約にて導入するものであり、かつ、中古品又は新古品ではないこと。
- (2) 市脱炭素先行地域内に設置されるものであること。
- (3) 市シェアリング補助金の交付決定があった年度内に設置するものであること。
- (4) 別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること。

(補助金の交付申請)

第5条 市シェアリング補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、申

請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付申請の変更又は取下げ）

第7条 市シェアリング補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市シェアリング補助金の申請内容を変更しようとするときは、補助金変更許可申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 交付決定者は、市シェアリング補助金の申請を取下げようとするときは、補助金取下届出書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象車両等を納車日又は設置日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日（宮古島市の休日を定める条例（平成17年宮古島市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日とする。）までに実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、報告書の提出があり、市シェアリング補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき市シェアリング補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条に定める通知を受けた交付決定者は、市シェアリング補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに市シェアリング補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市シェアリング補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により市シェアリング補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により市シェアリング補助金の交付決定を取り消した場合において、既に市シェアリング補助金を交付しているときは、当該、市シェアリング補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）に補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて当該市シェアリング補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金受領者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該市シェアリング補助金を市長に返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 補助金受領者は、市シェアリング補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助金受領者は、取得財産について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過するまで（リースの場合は当該リース契約が満了するまで）、市シェアリング補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、若しくは担保に供すること又は廃棄（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けている場合は、この限りではない。

(1) 電気自動車等 財産取得後4年間

(2) V2H充放電設備 財産取得後5年間

(3) 充電設備 財産取得後5年間

3 市長は、前項の承認を得ずに取得財産の処分がされた場合は、市シェアリング補助金の全部又は一部を補助金受領者に返還させることができる。ただし、事故等により取得財産の使用が困難になった場合で、その原因が当該財

産の使用者の故意又は重過失によらないときは、市長は補助金受領者と協議の上、補助金受領者に対する措置を決定する。

(カーシェア事業等利用実績書類の整備と保管)

第14条 補助金受領者は、電気自動車等を用いて実施したカーシェア事業等利用実績をまとめたカーシェア事業等利用実績(様式第11号)を作成し、当該書類を市シェアリング補助金交付の完了した日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときに、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

2 前項の規定に基づき保存すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(協力事項)

第15条 補助金受領者は、市長が次に掲げる事項への協力を求めた場合は、可能な範囲で協力しなければならない。

- (1) 補助対象車両等の導入から1年ごとの使用状況に関するヒアリング及びアンケート
- (2) 導入した補助対象車両等の災害時等における貸与
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第15条までの規定は、令和16年3月31日までなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	補助金の額	上限額（千円）
電気自動車	車両本体価格×1／3 以内	1,000
プラグインハイブリッド自動車	車両本体価格×1／3 以内	600
V2H 充放電設備	購入価格（工事費を含む。）×3／4 以内	150
充電設備	購入価格（工事費を含む。）×3／4 以内	150

- 1 補助対象経費は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車車においては車両本体価格とし、V2H 充放電設備及び充電設備においては購入価格とし、いずれも消費税抜きの額とする。
- 2 補助金の額は、千円未満切捨てとする。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	申請要件
電気自動車等	(1) 申請車両は、交付決定後に初度登録される車両であること。 (2) 申請者が購入する又はリース契約にて導入する車両であること。 (3) 申請車両の自動車検査証記録事項上の所有者及び使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。ただし、リースの場合は、使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。 (4) 市シェアリング補助金の交付対象となる電気自動車等は、次のいずれかの条件を満たすものであること。 ① 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備（全量売電しているものを除く。以下同じ）と接続して、充電を行う

	ものであること。 ② 再エネ発電設備を設置できない場合又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、F I T非化石証書又は非F I T非化石証書（再エネ指定））の購入を行うものであること。 (5) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車等であること。
V 2 H 充放電設備 充電設備	(1) 交付決定後に発注されるものであること。 (2) 申請者が購入する又はリース契約にて導入するものであること。 (3) 申請者が充放電設備の所有者であり、かつ、当該設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有するものであること。ただし、リースの場合は、当該設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有する者であること。 (4) 再エネ発電設備から電力供給が可能であるよう措置されていること。ただし市シェアリング補助金により導入する電気自動車等の付帯設備として導入する場合を除く。

別表第 3 （第 5 条関係）

区分	申請に必要な添付書類
電気自動車等	(1) 見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）及び支払条件が明記されているもの） (2) 補助対象者の本人確認資料及び事業内容確認資料 ①法人の場合 全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（発行から 3 か月以内のもの）、直近の決算書一式（写し）、法人の事業概要が分かる資料 ②個人の場合 本人確認書類（免許証（写し）、住民票

	(写し) (発行から3か月以内のもの)、「直近年度の確定申告書一式(写し)」、開業届出書(確定申告書で代用可能な場合は省略可能)、事業概要が分かる資料 (3) 補助対象車両等に関する誓約書兼協力同意書(様式第12号) (4) カーシェア事業実施計画(様式第13号) (5) 再エネ発電設備の設備容量及び電力供給が確認できる資料 ①施設を所有している又はP P A事業者から電力供給を受けている場合は次のいずれかの書類 ・再エネ発電設備の契約書等 ・P P A事業者から電力供給を受けていること及び設備容量が確認できる書類等 ②第3者が再エネ設備を所有している又は第3者がP P A事業者と契約の上電力供給を受けている場合は、次のいずれかの書類 ・設備使用に関する承諾書(様式第14号)及び再エネ発電設備の契約書等 ・設備使用に関する承諾書(様式第14号)及びP P A事業者から電力供給を受けていること及び設備容量が確認できる書類等 (5) その他市長が必要と認めるもの
V 2 H充放電設備 充電設備	(1) 見積書の写し(メーカー名、型式、購入価格(予定価格)及び購入費の支払条件が明記されているもの) (2) 補助対象者の本人確認資料及び事業内容確認資料 ①法人の場合 全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)(発行から3か月以内のもの)、直近の決算書一式(写し)、法人の事業概要が分かる資料

	②個人の場合 本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）（発行から3か月以内のもの）等）、直近年度の確定申告書一式（写し）、開業届出書（確定申告書で代用可能な場合は省略可能）、事業概要が分かる資料 (3) 設備の設置場所及び給電対象施設の使用权を確認する書類 ①施設を所有している場合 ・登記事項証明書等所有していることが確認できる書類 ②賃貸等施設を第3者が所有している場合 ・設備使用に関する承諾書（様式第14号）及び登記事項証明書等 (4) 補助対象車両等に関する誓約書兼協力同意書（様式第12号） (5) カーシェア事業実施計画（様式第13号） (6) その他市長が必要と認めるもの
--	---

別表第4（第8条関係）

区分	実績報告に必要な添付書類
電気自動車等	(1) 支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） (2) リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） (3) 導入状況を示すカラー写真 (4) 自動車検査証（写し）及び自動車検査証記録事項（写し） (5) 次のいずれか又は両方を確認できる資料。 ① 再エネ発電設備の設備容量が確認できる資料 ② 再エネ電力証書購入により調達する電力量が確認できる資料

	(6) カーシェア事業として電気自動車等を貸し渡す相手として、地域住民等の個人、他の民間企業及び他の地方公共団体を含む内容である場合は、下記のいずれかの書類。ただし、貸し渡す相手を所属する社員のみとしている場合を除く。 ①レンタカー事業許可証（写し） ②カーシェア事業許可証（写し） (7) その他市長が必要と認めるもの
V 2 H 充放電設備 充電設備	(1) 支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し） (2) リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） (3) 導入状況を示すカラー写真 (4) メーカーが発行する保証書（写し）又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書（保証書のフォームは、メーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。） (5) 設備設置の完了を確認できる図面 (6) 再エネ発電設備から電力供給可能であるよう措置されていることが確認できる資料（市シェアリング補助金により導入する電気自動車等の付帯設備として導入する場合を除く。） (7) その他市長が必要と認めるもの

（注）支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）とは、以下の書類をいう。

- ①申請者自身が現金により支払を完了した場合 申請者宛ての領収証（写し）
又は銀行振込等で領収証のないものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（振込金受取書等）等
- ②ローン、クレジット、割賦等の支払方式を利用した場合 当該支払方式を合意したことが明記されている申請者が契約者となっている契約書等